

## 議会のあり方検討会

平成28年10月14日(金)

午後3時

第2委員会室

### 議題

#### 1 検討事項について

(1) 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について

(2) 各会派からの提案議題について

#### 2 その他

配付資料一覧

【議題 1 - (1) 資料】

1 尾張旭市議会における災害発生時の対応要領（正副座長案）

【その他 資料】

2 議会のあり方検討会 検討事項スケジュール（案）

## 尾張旭市議会における災害発生時の対応要領 (正副座長案)

平成25年3月22日制定

## (趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市において地震や風水害（以下「地震等」という。）の災害が発生したときに、尾張旭市議会が尾張旭市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自ら迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

## (議会本部の設置)

第2条 尾張旭市議會議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、必要に応じ尾張旭市議会内に尾張旭市議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）を設置することができる。

2 議会本部は、尾張旭市庁舎内「尾張旭市議会事務局」に設置する。ただし、市庁舎が使用できないときは、議長が別に定める。

## (議会本部)

第3条 議会本部は、本部長、副本部長、~~本部役員及び本部員~~をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、~~本部役員及び本部員~~を指揮監督するとともに、必要に応じ市対策本部の会議等を傍聴し、情報収集に努めるものとする。また、本部長（議長）が必要と認める場合は、議員に対し、議会本部への参集を求めることができる。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 ~~本部役員は、各中学校区に分かれた本部員から互選し、本部長及び副本部長を補佐するとともに、議会本部の事務に従事する。~~

5 ~~本部員は、本部長、副本部長、本部役員を除くすべての議員をもって充て、本部長の指揮監督のもと事務に従事する。~~

## (議会本部の任務)

第4条 議会本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部からの災害情報を各議員に提供すること。
- (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じ国・県等へ要望を行うこと。
- (6) その他、本部長（議長）が必要と認める事項に関するこ

(議員の対応)

第5条 議員の対応は次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 議会本部より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じ議会本部へ報告すること。
- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。
- (6) 本部長（議長）から議会本部への参集の指示があった場合、議会本部へ参集すること。
- (7) その他、本部長（議長）の指示があった場合には指示に基づき行動すること。

(行動マニュアル)

第6条 議会本部の構成及び地震等の災害の発生初期に対応するため、別に「尾張旭市議会地震等災害発生時の行動マニュアル」（以下「行動マニュアル」という。）を作成する。

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局は、議会本部の事務を補佐する。

2 議会事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、議会本部へ情報提供を行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

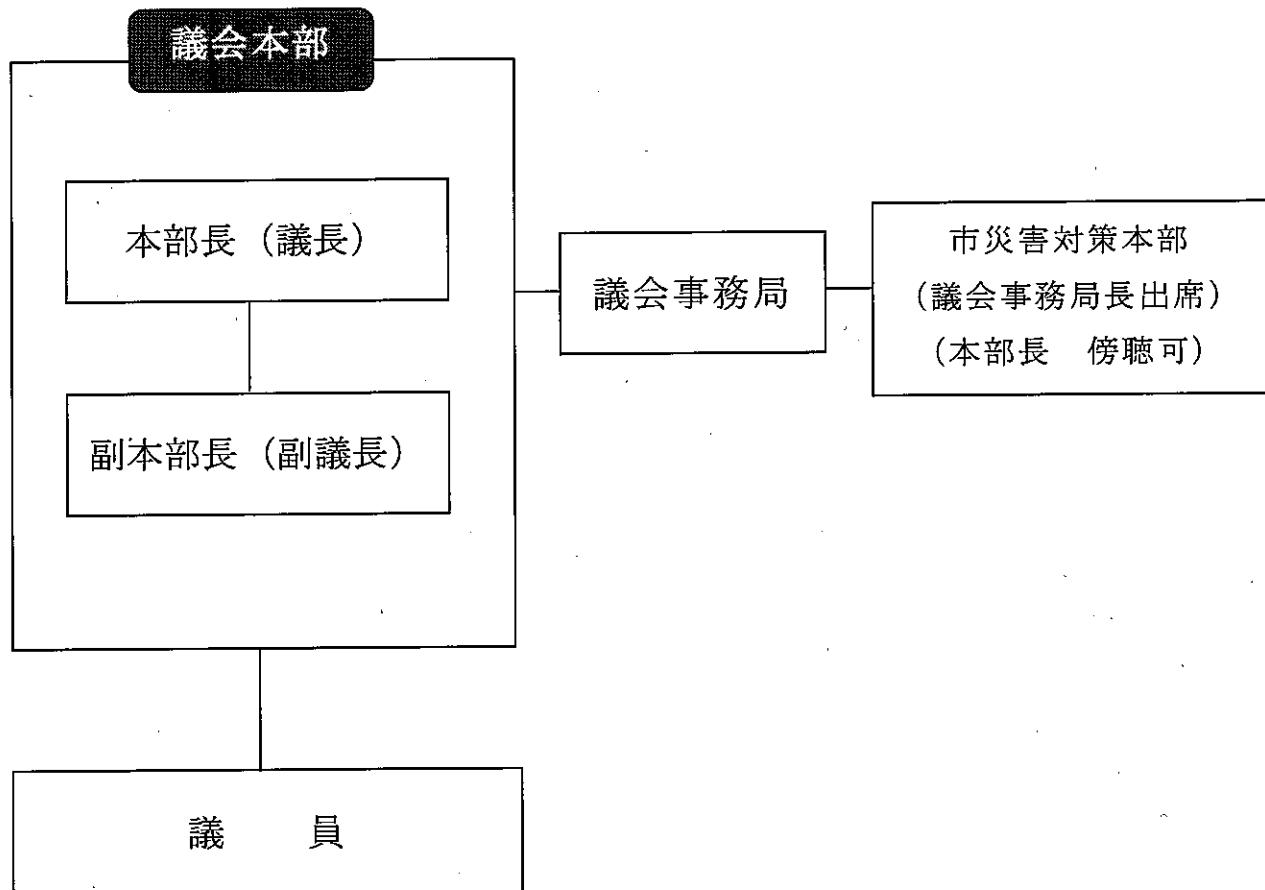
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

# 尾張旭市議会地震等災害発生時の行動マニュアル

## 《議会本部の構成》



※議会本部は、本部長、副本部長で構成し、議員は本部長（議長）の要請があったときに議会本部に参集する。

## 《台風等風水害時の対応》

台風等の風水害により、尾張旭市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置された場合、議員は次のとおり対応の対応は次のとおりとする。

- 1 事務局長は、市対策本部が設置された旨を本部長（議長）、副本部長（副議長）に連絡する。
- 2 本部長議長及び副本部長副議長の協議により、尾張旭市議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）を設置する。
- 3 議会本部が設置された場合は、議会本部の指示に基づき対応する。
- 4 事務局長は、本部長の指示により、次の表に定める参集基準に応じ、表の右欄に掲げる者に連絡する。

参集基準	参集範囲
市対策本部が第2非常配備<警戒体制>としたとき	本部長、副本部長、本部役員は、議会事務局に参集する。
市対策本部が第3非常配備としたとき	本部長、副本部長、本部役員及び本部員は、議会事務局に参集する。（全議員参集）

参集基準	参集範囲
市対策本部が第2非常配備<警戒体制>としたとき	
市対策本部が第3非常配備としたとき	議長、副議長
本部長（議長）から指示があったとき	議員

- 5-4 市対策本部から提供された災害情報等は、事務局長から本部長議長、副本部長副議長に報告のうえ、隨時、本部員（議員）議員に情報提供を行う。
- 6-5 本部員議員が地域で収集した情報は、議会本部に報告する。
- 7-6 報告された情報は、議会本部が整理し、必要に応じて市対策本部に提供する。

## 《大規模地震発生時の対応》

### 1 初動時の参集基準

本部員議員は、自宅付近の被害状況及びテレビ・ラジオ等の情報により判断し、「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」及び次の基準に基づき行動する。なお、議会本部が設置された場合は、本部の指示に基づき行動する。

参集基準	参集範囲	参集方法
市対策本部が第2非常配備<警戒体制>としたとき	本部長、副本部長、本部役員は、議会事務局に参集する。	呼出参集
市対策本部が第3非常配備としたとき	本部長、副本部長、本部役員及び本部員は、議会事務局に参集する。（全議員参集）	呼出参集
震度5弱以上		自動参集

参集基準	参集範囲
市対策本部が第2非常配備<警戒体制>としたとき	
市対策本部が第3非常配備としたとき	議長、副議長
震度5弱以上	
本部長（議長）から指示があつたとき	議員

### 2 参集及び活動時の留意事項

#### (1) 服装、携行品

防災服防災活動に支障のない安全な服装（防災服等）を着用しの着用に努め、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、メモ帳等必要な用具等をできる限り携行する。また、個人用として、食料、飲料水等を携行する。

(2) 交通手段

原則として徒歩、自転車等による。

(3) 緊急措置

火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇した時は、人命救助等適切な措置をとる。

(4) 被害状況等の収集

本部員議員は、被害状況や災害状況の情報収集を行う。

## 《その他》

議長は、議会本部を設置したときは、議員の活動について公務災害補償等の対応を適切に行うため、議員派遣の手続きを行うものとする。ただし、議員派遣が直ちに公務災害補償対象となるわけではなく、公務性は活動の内容により判断される。二次災害が起こらないように、服装や行動範囲・内容に十分留意し、安全第一で行動すること。

## 議会のあり方検討会スケジュール（案）

第1回	6月24日（金） 10：30～	• 今年度の検討事項を提示 (1) 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について (2) 議会基本条例策定に向けての検討について			
検討事項		(1)「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について	(2)議会基本条例策定に向けての検討について	政策提言の充実について  ・意見交換会 ・政策討論会 ・参考人・公聴会の活用 ※検討事項「議会基本条例策定に向けての検討について」から切り離して検討する	(3)各会派からの提案議題
第2回	8月4日（木） 9：30～	各会派の意見確認	各会派の意見確認	議題の確認	各会派意見確認
第3回	9月27日（火） 10：30～	各会派の意見確認		各会派の意見確認	未定
第4回	10月14日（金） 15：00～	まとめ			〃
第5回	11月中旬			各会派の意見確認	〃
第6回	1月			〃	〃
第7回	3月	平成28年度 検討結果の総まとめ			
備 考		検討結果がまとまり次第、検討結果報告書を議長へ提出する			